

《特定建築物・要緊急安全確認大規模建築物の用途一覧》

用 途		特定建築物	要緊急安全確認 大規模建築物
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校	2階以上かつ1,000㎡以上	2階以上かつ3,000㎡以上
	上記以外の学校	3階以上かつ1,000㎡以上	—
体育館（一般公共の用に供されるもの）		1階以上かつ1,000㎡以上	1階以上かつ5,000㎡以上
老人ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設などの福祉施設		2階以上かつ1,000㎡以上	2階以上かつ5,000㎡以上
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		2階以上かつ500㎡以上	2階以上かつ1,500㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場、遊技場などの運動施設 病院、診療所、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場 百貨店、マーケットなどの物品販売店舗、ホテル、旅館、公衆浴場 博物館、美術館、図書館、飲食店、キャバレー、料理店など 銀行等などのサービス業を営む店舗 バスターミナル等で旅客の乗降又は待合の用に供するもの、自動車車庫		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
卸売市場 工場（危険物の貯蔵場、処理場の用途に供する建築物を除く） 事務所			—
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		一定の数量以上の危険物を貯蔵し、処理するすべての建築物	一定の数量以上の危険物を貯蔵し、処理する建築物のうち、1階以上かつ5,000㎡以上